

令和 6 年度
第 1 回東京都食品安全情報評価委員会
議事録

令和 6 年 7 月 8 日
東京都健康安全研究センター本館 6 階会議室 A B C D

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会

○大木食品医薬品情報担当課長 定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回東京都食品安全情報評価委員会を開会いたします。

本日は暑い中、またお忙しいところ本委員会にご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

また、本日の委員会開催に先立ちまして、委員長、副委員長の選出にご協力いただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

私は、健康安全研究センター企画調整部食品医薬品情報担当課長の大木と申します。委員長に進行をお願いするまでの間、進行を担当いたします。

それでは、開会に当たりまして、当センター所長の吉村からご挨拶を申し上げます。

○吉村所長 皆様こんにちは。東京都健康安全研究センター所長の吉村でございます。

先週から突然のように猛暑となりましたが、大変暑い中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、新型コロナウイルス感染症により令和2年度第1回は書面開催、その後は、令和5年度第2回までWeb開催とさせていただいておりました。このたび、5年ぶりに集合形式で開催する運びとなりました。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。委員長とは直接お会いしていたんですが、ほかの方とは画面越しの状態で、全然会わないまま任期が過ぎてしまった方もいたぐらいでしたので、ようやくお会いできて大変嬉しく思っております。

本委員会は、東京都食品安全条例にもとづきまして知事の附属機関として設置され、平成16年から運営されております。今期が第11期となります。

今期は、16名の委員に前期から継続いただき、また公募委員2名の方に新たにご就任いただきました。快くお引き受けいただいた委員の皆様に厚くお礼申し上げます。

さて、本委員会は様々な食品安全情報を分析・評価いただき、リスクコミュニケーションの手法等、具体的な対応策についてご検討をいただく場でございます。前期委員会では、食中毒の発生事例や東京都における現場情報等を端緒として、園芸植物等の誤食による食中毒、加熱不十分な食肉を原因とする食中毒防止のさらなる普及啓発等の検討課題について、都民の健康被害の未然防止や拡大防止に向けた検討をしていただいたところでございます。

そして、都はその結果をもとに、都民や事業所に向けた情報発信等の対応に努めております。

最近では、紅こうじサプリメントの件もありまして、都民の健康食品やサプリメント等への

関心が非常に高まっております。実はこの委員会も、かなり注目されているというように聞いております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、都の食品安全行政の推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 本日は、第11期になって初めての委員会になりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。

配付資料に「東京都食品安全情報評価委員会委員名簿」がございますが、上から順番に私からお名前をご紹介しますので、恐れ入りますが一言ずつご挨拶をお願いいたします。

まず、石井克枝委員です。

○石井委員長 石井と申します。対面で、またマスクも外れて景色が一変しています。よろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、梅垣敬三委員です。

○梅垣委員 梅垣です。この委員会にはかなり前からお世話になっていて、いろいろ勉強ができて非常に助かっています。よろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、遠藤史郎委員です。

○遠藤委員 遠藤と申します。仙台の東北医科薬科大学というところからやってまいりました。

仙台は今朝、雨が降っていて涼しかったんですが、新幹線を降りた瞬間に大変なところに来てしまったと思いながら歩いてきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、大浦裕二委員ですが、「後ほどオンラインで参加する」との連絡をいただいております。

続きまして、大鹿厚子委員です。

○大鹿副委員長 大鹿と申します。よろしくお願いいたします。

私は、消費生活アドバイザーということで消費者の立場で参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、北嶋聡委員です。

○北嶋委員 北嶋でございます。私は前期からの継続ではあるのですが、Web開催になってから委員を拝命しております。

従いまして、対面の参加は今回が初めてでして、非常に新鮮な気持ちでおります。心新たに取り組みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、小林弘幸委員です。

○小林委員 皆様こんにちは。東京都医師会の小林です。

東京都医師会の医療支援担当理事をしております、この委員会には数え切れないぐらい参加させていただいているんですが、今後もよろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、古本美栄委員ですが、本日はオンラインでご参加いただいておりますが、現在マイクがつかない状態ということです。つながりましたらまたお声がけしたいと思います。

続きまして、白尾美佳委員です。

○白尾委員 実践女子大学の白尾美佳と申します。今期もよろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、関崎勉委員です。

○関崎副委員長 関崎です。委員を仰せつかってしばらく務めているんですが、本当に久々の対面ということで、今日は活発な議論ができるかなと期待しております。よろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、堤智昭委員です。本日はオンラインでご参加いただいております。

○堤委員 国立医薬品食品衛生研究所の堤と申します。前期に引き続きまして、委員を拝命しております。よろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、中村禎子委員です。

○中村委員 十文字学園女子大学の中村と申します。前期に引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、野田衛委員です。

○野田委員 日本食品衛生協会の野田と申します。今期もよろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、平沢裕子委員です。

○平沢委員 産経新聞で記者をしております平沢と申します。

食中毒をはじめ、食の安全の記事を主に書いてきた関係で、こちらにお世話になっております。またよろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、真鍋文朗委員です。

○真鍋委員 公募委員の真鍋と申します。市民の立場から、安全情報をどう正確に伝え、安全に対する意識を高めるかを考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 次に、山科麻衣委員ですが、本日はご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、吉田圭佑委員です。

○吉田委員 公募委員の吉田と申します。一般市民としての参加ですが、仕事柄「X（旧：Twitter）」のデータを扱っていますので、もし、そちらからの知見があれば共有させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 最後に、渡辺麻衣子委員ですが、本日はご欠席の連絡をいただいております。

委員のご紹介は以上となります。

なお、事務局の紹介はお手元の「東京都食品安全情報評価委員会 事務局名簿」をもって代えさせていただきます。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

本委員会の開催には、東京都食品安全情報評価委員会規則により、過半数の委員の出席を必要としております。本日は18名中15名の委員にご出席いただいておりますので、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、以降の進行を委員長である石井委員にお願いしたいと思います。

石井委員長、よろしくお願いいたします。

○石井委員長 委員長を務めさせていただきます石井と申します。本日は対面ということで、皆さんから忌憚のないご意見をたくさんいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○勇上課長代理（食品医薬品情報担当） 事務局の勇上と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

お手元のクリップ留めされている資料をご確認ください。

「資料1」は片面1枚、「資料2」としては、片面1枚と「別紙」が両面3枚。「資料3」としては、片面1枚と「別紙」が両面2枚、「添付資料」が両面3枚。「資料4」は両面3枚、「資料5」は片面1枚となっております。

そのほかに、次第と名簿、「参考資料」として関係規定等をお付けしております。

もし過不足等がございましたら、恐れ入りますが手を挙げていただいて、事務局までお知らせください。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、本委員会の公開について確認します。

今回の議事及び資料の公開か非公開かについて、事務局でお考えはありますか。

事務局、お願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 会議は原則として公開となります。

ただし、お手元の「参考資料」の3ページ目、「東京都食品安全情報評価委員会の運営について」の第3の規定によれば、「会議を公開することにより、委員の自由な発言が制限され、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」、「会議において扱う情報が、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に該当する場合」につきましては、「会議の全部又は一部を非公開とすることができる」となっております。

本日の議事及び資料ですが、ともに公開とさせていただきたいと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

それではお諮りします。ただいま事務局から説明がありましており、本日の議事につきましては公開、そして資料につきましても公開ということでいかがでしょうか。

オンラインでご参加の方は、異議がある場合には挙手ボタンを押していただければと思います。

皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○石井委員長 ご異議がないようですので、本日の議事及び資料は公開とさせていただきます。

それでは、先に進めさせていただきます。

2 議事

(1) 令和6年度第1回情報選定専門委員会からの報告

○石井委員長 まず、6月に開催されました情報選定専門委員会からの報告です。

情報選定専門委員会の座長であります関崎委員から、ご報告をお願いいたします。

○関崎副委員長 「令和6年度第1回情報選定専門委員会」の検討結果を報告いたします。

6月11日に開催されました第1回情報選定専門委員会では、事務局から、評価委員会では、内容について検討する項目として「若齢層の食品安全に関する意識調査」について説明がありました。

続いて、「羊肉の食中毒リスク」の1題が示され、検討を行いました。

その結果、本委員会での検討は行わない情報としました。選定基準にもとづく評価は、資料1のとおりです。

それでは、情報選定専門委員会での検討内容について概要を説明いたします。

羊肉については、「最近では身の回りでも見られるようになってきたため、食中毒のリスクが高いということであれば、情報提供をすることに意義がある」という意見や、「腸管出血性大腸菌の保有率では、牛よりも羊のほうが高いというデータもある」という意見がありました。

一方で、「羊肉を原因とする食中毒が発生していない」こと、「羊肉は通常“焼肉”として食べられていることから、羊肉のリスク情報を出すことに違和感がある」という意見や、「情報発信をするための十分な情報が不足している印象がある」との意見がありました。

最終的にこの情報については、今回の評価委員会では検討しないが、引き続き情報収集を行い、しかるべき時期に再度検討とするという結論になりました。

情報選定専門委員会からの報告は以上となります。

○石井委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご質問等はございますでしょうか。もしございましたら、挙手または挙手ボタンをお願いいたします。

少し様子を見るということですね。

皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、関崎座長のご報告のとおり進めていきたいと思っております。

(2) フリーマーケットサービスの利用に伴う食品衛生に係る普及啓発についての報告

○石井委員長 続きまして、「(2) フリーマーケットサービスの利用に伴う食品衛生に係る普及啓発についての報告」を、事務局からお願いいたします。

○勇上課長代理 それでは、「令和5年度第1回東京都食品安全情報評価委員会」でご検討をいただいた「フリーマーケットサービスの利用に伴う食品衛生に係る普及啓発」について、その後の対応等をご報告いたします。

さきの委員会において、効果的な情報発信の内容や手法等についてご検討をいただきました。そして、普及啓発については2つのポイントをいただきました。

1つ目は、効果的な普及啓発を行うために食品衛生に係る事例の実態把握を行うこと。

2つ目は、フリーマーケットサービス（以下、議事録中では「フリマサービス」と記載）利用者及び今後利用する可能性がある消費者がアクセスしやすい手段で、小まめに普及啓発を行うことです。

この検討結果を踏まえ、昨年度、過去1年間にフリマサービスで食品の売買をした経験のある20歳以上の都民547人を対象に、食品の売買の状況や食中毒に関する意識調査を行いました。

ここで調査結果につきまして、概要を3点ご説明します。

スライドと併せて、資料2及び資料2の別紙をご覧ください。

まず、「フリマサービスに関する以下のことについて、知っていたこと（複数回答）」を尋ねたところ、一番多かった回答は「どれも知らなかった」で34.4%でした。

知っているルールとしては、多い順に、「手作りの食品を出品する際には、食品衛生法に基づく許可や届出が必要な場合がある」が34.0%、「加工食品を出品する際には、容器や包装の見やすい場所に賞味期限やアレルギーなどの表示が必要である」が32.0%の順でした。

また、食中毒の原因となり得る配送時の注意点である「要冷蔵品ならクール便を使うなど、表示されている保存方法を守る必要がある」を知っていたのは22.3%でした。

次のスライドになります。

続きまして、「食品を売った時に何かトラブルはありましたか」と尋ねたところ、19.5%が「あった」と回答しました。

その内容としては、「食品が傷んでいた（腐っていた、かびていた等）」と言われた」が42.3%、「食品の賞味（消費）期限が切れていたと言われた」が34.6%でした。

次のスライドになります。

「食品を買った時に何かトラブルはありましたか」と尋ねたところ、6.3%が「あった」と回答しました。

その内容は、「食品が傷んでいた（腐っていた、かびていた等）」と「食品の包装に問題があった」がともに30.3%でした。

次のスライドになります。

続きまして、「食品を売るときに注意していること（複数回答）」を尋ねたところ、「出品禁止の食品を確認する」が53.4%、「フリマサービスの規約を確認する」が51.9%でした。

なお、注意点の確認方法については、「フリマサービスの規約を読んだ」が63.2%でした。

次のスライドになります。

「食品を買うときに気を付けていること（複数回答）」を尋ねたところ、「信頼できる（評価が良い、以前購入したことがある等）出品者から購入する」が37.2%で、一番高い割合でした。

次のスライドになります。

これらを踏まえて、今後フリマサービスを利用する都民の方に対し、“売るとき”と“買うとき”のそれぞれに分けて、普及啓発をしていきます。

まず、「フリマサービスで食品を売るときは」ですが、「食品が傷んだりしていないか、期限が切れていないかを確認しましょう」、「食品の種類によっては許可や届出が必要な場合もあるため、事前に保健所に相談しましょう」、そして「食品に表示されている保存温度を守り、要冷蔵品は必ずクール便を使って配送しましょう」になります。

次に、「フリマサービスで食品を買うときは」ですが、「商品に気になる点があるときは、買う前に出品者に問い合わせましょう」と「出品者が示している食品表示や営業許可書等を確認し、信頼できる出品者から購入しましょう」になります。

今後も引き続き、フリマサービスでの取引に関する食品事故を予防するための情報発信に努めてまいります。

本件に関するご報告は以上となります。

○石井委員長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

関崎委員、どうぞ。

○関崎副委員長 ご報告をありがとうございます。

最後のところで、幾つか注意事項を挙げて、その辺の情報提供を今後もするということができたが、個々の出品者に対して行う形ではなくて、マーケットを主催している人に「こうしてください」と行う形にするのでしょうか。

個々に対して行うことももちろん必要だと思うんですが、漏れる気がするんです。

主催している側が聞いてくれるかは別問題だと思うんですが、そちらに「できるだけこうしてください」と情報提供をする形になるのでしょうか。

○石井委員長 事務局、お願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 「都民のみなさまへ」の普及啓発はもう始めております。

今の“主催者”というのは“アプリの運営の方”という意味だと思いますが、関崎委員か

らいただいたご意見の方法ができるかどうか、検討していきたいと思います。

○石井委員長 資料2の1枚目に「都民のみなさまへ」とありますが、この内容はホームページなどで、“フリマについて”みたいなところに出しているのでしょうか。

○大木食品医薬品情報担当課長 後ほどご紹介する予定ですが、配布しているものがありまして、そちらでまずご覧いただけるかと思います。

フリマサービスをお使いになる方々に訴えかけていくために、まずその利用者の方たちが手に取っていただけるようなものから始めています。

ホームページも今後検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○石井委員長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見やご質問ありましたら、お願いします。

北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 「フリマサービスで食品を売るときは」の2番目のところに関してなのですが、「事前に保健所に相談しましょう」との記載があります。この点、実際に保健所に問い合わせてみると「我々は知りません」と言われると困ってしまうわけですが、この件については保健所の方に周知されているのでしょうか。念のためにお聞きいたします。

○勇上課長代理 保健所にこういったご相談はあると聞いておりまして、「何回ぐらい出すつもりなのか」、「どういったところで出すのか」や「きちんとした設備があるのか」といったことを聴取した上で、許可が必要になるかどうかを判断して答えていると聞いております。

なので、「フリマサービスで出したいんですが」という相談は既に受けていると聞いております。

○北嶋委員 保健所は東京都には相当数があって、また、例えば島しょ地域や多摩地域など、多様性もあるわけですね。このフリマサービスの件は、保健所全体に、あまねく知れ渡っているのでしょうか。念のため確認させてください。

○勇上課長代理 都内の保健所については、我々、食品衛生監視員同士で情報共有はしておりますので、その辺りについては大丈夫だと思います。

○石井委員長 ほかに、何かございますか。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 もしご存じだったら教えていただきたいんですが。

フリマサービスでこのように食品を売買して何らかの死亡事故とかがあったときは、ケースバイケースだと思うんですが、売り手側と買い手側と仲介側のどこが責任を取るのかについて、今までの事例ではどうだったのでしょうか。

○勇上課長代理 そういった死亡事故というようなことは、こちらでも聞いたことがないので、把握はしておりません。

○石井委員長 ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、今の件については以上とさせていただきます。

(3) 若齢層の食品安全に関する意識調査

○石井委員長 続きまして、「(3) 若齢層の食品安全に関する意識調査」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○勇上課長代理 それではご説明いたします。

スライドと併せて、資料3をご覧ください。

「令和5年度第2回東京都食品安全情報評価委員会」での「若齢層向け食品衛生に関する普及啓発の在り方検討」において、ご提言を3ついただいております。

1つ目として「現在あるコンテンツの活用」、2つ目として「正しい情報の場所（“食品衛生の窓”等）の周知」、3つ目として「対象ごとの様々な普及啓発活動について、できることから実行し、継続的に取り組む」をいただいております。

1つ目の「現在あるコンテンツの活用」という提言については、「食中毒ずかん」の活用とのご意見をいただきましたので、現在、普及啓発資料の内容の検討に着手したところでございます。こちらについては、次回の評価委員会で詳細をご報告できればと考えております。

次のスライドになります。

2つ目の「正しい情報の場所（“食品衛生の窓”等）の周知」という提言については、先ほどご報告した「フリーマーケットサービス利用者の食品衛生に関する意識調査」の中で、「東京都が発信する食品の安全性に関する情報について、見たことがある媒体はどれですか（複数回答）」と尋ねたところ、「見たことはない」と答えた人が49.4%でした。

以前からホームページやSNSで普及啓発を行ってきたところですが、情報が届くような普及啓発方法を実施していく必要があります。

次のスライドになります。

3つ目の「対象ごとの様々な普及啓発活動について、できることから実行し、継続的に取り組む」という提言については、東京都では都政モニターに対して令和元年度に「食品の安全性について」というテーマでアンケートを実施していますが、若齢層に向けたアンケートはこれまで実施したことがありません。

ですので、若齢層を対象を絞った調査を実施し、その結果を反映させることで、より効果的な普及啓発につなげたいと考えております。

次のスライドになります。

設問案については、資料3の「別紙」をご覧ください。

今回の調査では、対象年齢を「15歳から29歳まで」と考えました。これは高校生、大学生、社会人の3属性を想定しております。

また、質問内容としては、「食品安全について」と「食品安全と広報について」の二本立てで考えております。

「食品安全について」の質問は、「別紙」の設問案でいいますと「Q 1」から「Q 1 1」までとなっております。主な内容としては、「食の安全性について不安に思うこと」、「食の安全性に関して知っていること」、「食中毒予防について気を付けていること」を挙げております。

また、「食品安全と広報について」の質問内容は、「食の安全に関する情報を見聞きしたか」、「その情報は信頼できると思ったか」などを挙げております。

次のスライドになります。

今後のスケジュールについてですが、スライドの真ん中に書かれているのが本日の評価委員会になりますが、本日は調査内容についてのご意見をいただきまして、8月以降に設問案を確定して実際の調査を行いたいと考えております。

調査に対するご意見や設問案に対するご提案などをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

それでは、この調査内容について各委員からご意見をお願いしたいと思います。

まずは、本日ご欠席の山科委員と渡辺委員からのご意見を、事務局から紹介していただきたいと思います。

○勇上課長代理 それでは、まず山科委員のご意見を代読させていただきます。設問案に関して3点ございます。

「①「食品安全と広報」の区分において、「あなたは情報を見たり聞いたりしましたか」に次いで、「その情報はどのような内容でしたか」と「信頼できると思いましたか」と踏み込んで問うものになっているので、その情報の入手先を質問項目に追加してもいいかもしれないと思いました。

あとの広報区分で、普段の情報入手先の質問があるので重複してしまうかもしれませんが、ここでもかなり具体的に質問する以上は、ここで得た情報の入手先も気になります。

②「その情報は信頼できると思いましたか」という質問は、選択肢が「かなり信頼できると思った」といった肢から始まるので、信頼できると思った程度を問うているのかと思ったのですが、3つ目の肢が「信頼できるものはあまりないと思った」となっており、これは幾つかある中で“信頼できるものがあるかないか”という有無の回答になっていると思います。

他の肢と合わせるのであれば、「あまり信頼できないと思った」といった選択肢にするとよいと思いました。「Q 1 6」の質問欄の記載も同様に、「あまり信頼できない・ほとんど信頼できないと回答した人」に修正が必要です。

③広報に関する質問で、「あなたは普段、どこから情報を得ていますか」という質問がありますが、「インターネット」の中に“SNS（「X」やインスタ、T i k T o k等）”が含まれるのが分かりにくいので、明確にした方が答えやすいと思いました。

特に、上の“東京都発信情報の入手先”については、SNSとホームページを分けて聞いているので、いずれもインターネットという区分だと思いますが、このように分けるのであ

れば、普段の入手先ももう少し丁寧に区分して記載する方が親切かと思いました。」

続きまして、渡辺委員のご意見を代読いたします。

「フリーマーケットサービス利用者の食品衛生に関する意識調査報告書」において、図表 6 9 で年齢層別の効果的な発信媒体に明確な傾向が現れたことは有用な結果だと思いました。また、特に 5 0 代以降で東京都による発信を見たことがないとする方が 6 0 % 程度いることが分かったことから、今後いろいろと工夫のしがいがあると感じました。

今後は各年齢層に対しての効果的な方法を併用して発信し、全体の認知度を上げることが重要だと分かりました。

Web アンケートの設問案で、「次の項目の中で知っていたことを選択してください。(複数回答)」では、一般の方には難解な文章が多いように感じ、これだと期待した情報が得られにくいかもしれません。」

代読は以上になります。

○石井委員長 ありがとうございます。

それでは、ご出席の皆様にも順番にご意見を伺いたいと思います。

皆さんのご意見がまとめられたものが名簿順になっていますので、その順番に沿って指名させていただきます。

まず、私ですが「特になし」としてしますので、先に進めていきたいと思います。

梅垣委員、お願いいたします。

○梅垣委員 私も「特になし」としてしますが。

少し気になったのですが、これは調査会社を使われるのでしょうか？

調査会社によって結果が変わってくるので、それは考慮しておいた方がいいと思いました。

内容については、特にございません。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 先ほど事務局からご説明もあったので解決したんですが、1 5 歳から 2 9 歳までにした理由は何かというのが、一つ質問としてありました。

もう少し低年齢を含めた方がいいと思ったんですが、先ほど「高校生、大学生、社会人」を想定ということだったので、それについては解決しました。

もう一つ、「別紙」の設問案の「Q 3」から「Q 8」までについて、“健康食品、遺伝子組換え、残留農薬ということをどの程度知っていますか”と聞かれるとなかなか我々でも答えにくいというところがあるので、もし「知っている」と答えた場合には、次に、知っている度合いを何か客観的な指標で表せると、解析のときに役に立つと思いました。

○石井委員長 ありがとうございます。

大浦委員、お願いいたします。

○大浦委員 1 点目は、「あなたが普段の食生活で気にしていることは何ですか」という質

問につきまして、このままでもいいと思うんですが、ほかの調査と連携したような質問項目にすると、いろいろと比較しやすいかなと思いました。

2点目は、「あなたは普段、どこから情報を得ていますか」という質問の選択肢についてですが、ここに「X（旧T w i t t e r）、L I N E等のSNS」を追加してもよいと思いました。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、大鹿委員、お願いいたします。

○大鹿副委員長 まず、この「若齢層の食品安全に関する意識調査」もいろいろあると思うんですが、若齢層に絞ってという、10代の調査結果を余り見たことがないのでいいと思いました。

一つ質問ですが、この調査は調査会社を使われるとのことですが、高校生に対してもインターネットで調査をするのでしょうか。

○勇上課長代理 恐らくはそうになると思います。インターネットで全て質問をして、インターネットで答えていただくという形になると思います。

○大鹿副委員長 今は、高校生に対してもインターネットでそういう調査ができるということなんですね。

○勇上課長代理 調査会社に確認したところ、未成年者への調査は親権者の同意が必要になりますので、恐らくは、10代のお子さんの親御さんに質問を送って、お子さんの回答を親御さんが代理で入力して返していただく形になりそうだと聞いております。

○大鹿副委員長 ありがとうございます。

もう一つ、こちらにも書きましたが、消費者相談などで消費者の方と接していますと、紅こうじサプリメントの問題以降は、「カビが生えちゃっているんだけど、大丈夫？」など、昔から多かったとは思いますが、カビ毒に関しての相談が割と増えた実感がありました。

ですので、選択肢の“汚染物質”のところに“カビ毒”も書いてあるんですが、“カビ毒”を選択肢として独立させてもいいかなと、個人的には思いました。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、北嶋委員、お願いいたします。

○北嶋委員 私は、教育的な観点から、追加で2つほど、挙げさせていただきました。

1つ目は、先ほど高校生からお聞きする、ということだったのですが、そもそも何歳ぐらいから、こういった情報を入手したほうがいいのか、あるいは入手したかったのかというご意見も聴取すると良いのではないかと、ということです。

2つ目は、1つ目の延長で、より本質的なのですが。

そもそも、こういった情報はSNSや広報から入手するものではない、と私は思っていて、せっかく義務教育があるので、その教育課程の中でしっかり認識させるということが、東京都だけではなく日本全体に必要ではないかということなのです。

少なくとも小学校の家庭科や保健体育という教科の中で、ここにあるような内容については教えたほうがよいと思うわけです。

そこで、“どこから”の質問の選択肢に、義務教育での教科や科目のことを入れていただけるとよいのではないかと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 質問の「Q 1」、「Q 2」、「Q 9」は“複数回答”としていますが、“複数回答”を大学でやると、全部の選択肢に丸をつけたりして真面目に回答しない学生がいます。

1つか2つに絞るような感じでやらないと、どこに興味を持っているのかが全く分からないんです。本当に、適当に全部に丸をつけてきて、1つずつ丸をつけるんだったらいいんですが、全部につける学生もいます。

そういうことを考えると、こちらにも書いたんですが“特に3つを挙げる”というような形でやっていくと、感じていることが絞り出されるイメージがあるので、そのようにしていただくといいと思いました。

○石井委員長 ありがとうございます。

古本委員ですが、マイクはまだつながっていないようですね。

○勇上課長代理 古本委員には、今チャットでご意見を伺っております。ご意見が届きましたら、事務局が代読いたします。

○石井委員長 お願いします。

次に、白尾委員、お願いいたします。

○白尾委員 こういうアンケート調査をするときは、質問項目と回答項目をきちんと吟味するのが物すごく大変だと、日頃から学生を指導していてもそう感じているところです。

私が書いた意見ですが、細かすぎて何を言いたいのかが分からないと思われたかもしれませんが。

まず、質問の「Q 1. あなたが普段の食生活で気にしていることは何ですか」に対して、「3 カロリー表示を確認する」という選択肢があります。この回答では、「カロリー表示を確認する」ことを気にしているということになると思いますし、また「カロリーだけ」になると思いますので、ここは「食品表示を」で良いのではないかと思います。

もちろん、カロリーだけをターゲットにするのであれば、「カロリー表示を」でいいと思うんですが、エネルギーだけではなくて塩分とか、脂質とかを気にすることも想定されているのであれば、「食品表示を」が良いのではないかと思います。

それから、次の「Q 2. あなたが食の安全性に関することで不安に思うことは何ですか」の選択肢の中に、逆に「食品表示」という選択肢があります。「食中毒」、「食品添加物」や「残留農薬」という選択肢は分かるんですが、「食品表示の何を不安に思うのか」と思いましたので、具体的に、エネルギーなら「エネルギー」という選択肢があってもいいかもしれません。

次に、先ほど北嶋先生からもご意見があったんですが、「Q 19」で「あなたは普段、どこから情報を得ていますか」という質問に対して、“学校”や“家族”という選択肢があってもいいんじゃないかと思います。

その他、この調査が“意識調査”なのか、あるいは“実態を踏まえる”のかを考えると、大浦委員のご意見にもありましたように、ほかの調査との連携を考えると、「あなた食中毒を経験したことがありますか」という質問を入れておけば、「食中毒に経験がある人は食の安全性を不安に思う」というような掛け合わせができるんじゃないかと思いました。

もう一つお聞きしたいんですが、これはインターネット調査ということで、調査会社によってはポイントをもらえるとといったようなことがあると思いますが、今回はポイントが回答者に還元されるのか、あるいはそういうものは全くないのかということが気になりました。

○勇上課長代理 今は見積りを取っている状況なので、どこの調査会社になるのかはまだ決まっていません。

ですので、回答のインセンティブがどうなるかについては、正直まだ分らないです。

○白尾委員 ありがとうございます。私もインターネット調査をしたことがあるんですが、調査会社によっては特定のポイントが還元されるので、そうすると偏りが出てしまうと思いました。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、関崎委員、お願いいたします。

○関崎副委員長 私は余り細かいところまで見なかったので、皆様のご意見を拝聴して、確かにもう一回設問をチェックし直したほうがいいかなとも思いました。

既にたくさんのご意見を頂戴していますし、これからほかの委員からも意見が出ると思いますので、それぞれの設問には検討する余地がまだあったのだと再認識しました。

それから、小林委員がおっしゃったように、“複数回答”にすると全部に丸をつける学生が本当にいますので、特に思うものを三、四つ選ばせるという形は非常にいいと思いました。

あとは、若齢層をターゲットにしてこのような質問を作られたと思うんですが、この内容であれば、若齢層でない層にも回答を聞けば、年齢による違いが見えてくる可能性があると思いました。

もちろん、時間と予算の関係で一度に全年代には無理だと思うんですが、「東京都が発信する情報を見たことはない」という回答がすごく多い50代、60代の人たちでは一体どうなるのか、本当に知りたいと思いました。

○石井委員長 ありがとうございます。

堤委員、お願いいたします。

○堤委員 私の資料の見方が悪かったので、この設問案に気づかず全体的なことについてのみコメントを書かせていただいたんですが。

調査対象にされることが少ない10代の子を調査対象に含めておりますので、若齢層に

特異的な食品衛生に対する傾向が抽出できれば、将来の食品衛生の施策に反映できるので非常によいと感じました。

また、最近の高校生や大学生の食品安全に対する意識がどうなっているかについて非常に興味があるので、いいと思います。

あとは、例えば「Q 2. あなたが食の安全性に関することで不安に思うことは何ですか」という質問のところで、1 から 1 2 までの選択肢を全部見たんですが。

もし可能であれば、個人的な関心でもあるのですが、最近ですと食用昆虫や細胞性食品、あとは近い将来には藻類、バイオ食品といったものが出てくると考えられますので、回答の選択肢に「新規食品」も加えてもらえるとよろしいと思いました。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 調査の項目や選択肢の精査は非常に重要だと認識しておりますが、私自身、調査は専門ではございませんので、お詳しい先生方にいろいろなご意見をお伺いできればと思っております。

一步踏み出すためにはまず実態の把握はとても重要だと思いますので、こちらの調査をぜひお進めいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、野田委員、お願いいたします。

○野田委員 まず、遠藤委員からもご指摘がありましたが、「Q 3」から「Q 8」までの設問は非常に回答がしにくいと思いました。「よく知っている」と「少し知っている」との区別や、そのほかの選択肢が「名前を聞いたことのある程度」や「ほとんど知らない」だと、どう答えればいいのか難しいかなという印象です。

また、「Q 1 0」と「Q 1 1」では「知っていたことを選択してください」となっていますが、これも“知っていた”という聞き方だと結構難しいと思います。

ですので、これらの食中毒や食品添加物等の項目について、正誤の形でいいと思いますので実際に質問をしてあげて、それに対する回答の正答率がどれくらいであったかを指標としたほうが、「どの年齢層でどのくらい把握しているか」をより客観的なデータとして収集できるのではないかと、個人的には思いました。

それから、「Q 1 1」の選択肢の表現が気になったんですが。

「若い人が対象なので分かりやすい設問にしなければいけない」というのはよく分かるんですが、例えば1 番目の選択肢は「人が大量に食べると毒となる農薬であっても、少量であれば影響はない」となっています。そもそも“農薬を食べる”という表現自体、非常に違和感があるんです。

設問の仕方を少し考えなければいけないんじゃないかと思ったところが、散見されました。

そして、これも多くの委員の皆さんからご指摘がありましたが、対象となる若者はインタ

ーネットでの情報収集が多いと思います。

ですので、そこについてより詳しく、例えば「情報を“行政機関”、“メーカー”、“研究者”、“インフルエンサー”、“好きな有名人”などのどこから手に入れているのか」と具体的に聞くとか、あるいは媒体の種類も「X」やインスタなどいろいろあると思うんですが、そこも具体的に聞いた方がより正確な情報が得られるんじゃないかと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、平沢委員、お願いいたします。

○平沢委員 若齢層がターゲットということは分かったのですが、この調査の質問自体がよく分かっていないんですが。

こういった調査は、食品安全委員会や消費者庁でもやっているのを見た気がしてまして、それとどう違うのかが、そこもいま一つ分かっていないんです。

ですので、これを調べることでどれだけの情報が分析できるのか、私は専門家ではないので分からないものですから、調査した回答を分析したものを見て検討するしかないと思いました。

事前に提出した私の意見を今見返してみると、理解できていなかったのだなと思ったので、非常に難しい設問だと思っています。

ですので、この「若齢層の食品安全に関する意識調査」がこれでいいのか、ぴんと来ていなくてよく分からないのでお任せしたいと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、真鍋委員、お願いいたします。

○真鍋委員 私は、3点挙げさせてもらいました。

「健康食品」という選択肢の中に「サプリメント」を追加するといいと書いたんですが、今見たら入っていましたので、見間違えしていたようです。

設問の「Q19」については、皆さんが挙げているとおりなので省略させていただきます。

私が一番やったらいいと思うのは、追加の質問として「どうしたら東京都が発信する食品の安全性に関する情報が、自分たち若い世代に伝わるか」を聞いて、アイデアをもらうのがいいんじゃないかと思います。

このように提案してもらう形にすると、若い人たちも考えてアイデアをくれると思うので、やってみたらいいと思いました。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 事前に提出した意見には「特になし」と書いてしまったんですが。

全体的な話でいいですと、今回は若齢層に特化した調査ですが、逆説的に上の世代との比較をしないと、若齢層に特有の項目が、本当に突出しているのかどうか分かりにくいと感じました。

なので、特定の選択肢に集まったものが世代問わずあまねく共通するものなのか、若齢層

に特化した課題なのかを識別するためには、予算との兼ね合いもあると思うんですが、意外と全世代でやったほうが、かえってそこを浮き彫りにできると思いました。

○石井委員長 ありがとうございます。

古本委員からご意見は来ましたか。

○清水食品医薬品情報担当主任 はい。チャットでいただきましたご意見を、代読いたします。

「若年層に対し他の委員同様、栄養表示は適しているかと考えました。義務教育、SNSはとても有効であると考えております。」

代読は以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

今、皆さまからご意見をいただきましたが、皆様のご意見を聞いて追加のご意見などがありましたら伺いたいと思いますが。

関崎委員、どうぞ。

○関崎副委員長 先ほどの平沢委員のお話を聞いて目が覚めたというか。

食品安全委員会等が似たような調査を過去にしているのではないかということで、もし似たようなものがあるなら、繰り返してもしょうがないということですよね。

東京都が発信する情報が都民、特に若齢層にどういったら届くのかというのを知りたいわけですから、何を不安に思っているかといったことではなく、いろいろな方角から「あなたは何を見ますか」ということを聞く設問を多くした方がいいのかなと思いました。

何を不安に思っているかということよりも、どこから情報を得ているのかを明らかにして、そこにいっぱい盛り込んでいくという流れでやったらいいと思いますので、大部分の設問はやらなくてもいい気がしたんですが。

○石井委員長 設問案の前半は、前の調査でも見たような設問と選択肢だなと。

○関崎副委員長 はい。

○石井委員長 でも、そこは悩ましいところですよ。

「若齢層だけではなく、もっと年代を広げて調査をした中で若齢層の特徴を調べた方がいい」など、様々な意見が出ていますが、ほかにご意見はございますか。

梅垣委員、どうぞ。

○梅垣委員 私もやったことがあるんですが、インターネット調査会社に依頼すると結構値段が高いんです。だから、ある程度質問を絞った方が費用対効果は高いと思います。

それから、インターネット調査は、調査会社にもよるんですが不正回答というのがあります。ポイントがつく場合は本心とは異なる回答をする人がいるんです。それを防ぐ対策をしている会社もありますが、そういう会社は金額が高くなるんです。

私は昔、大学に勤めていたことがあるんですが、大学で同じような調査をしたことがあります。だから、調査会社を使うのもいいですが、インターネットのアンケートフォームを使えば自分たちでもすぐにできますから、それでどこかの大学や高校に調査を依頼するとい

う手もあると思います。

要は、インターネットで調査をした場合、その結果が全てだとみんな思うんだけど、本当に全体を反映しているかどうかは分かりません。それに対して、学校、大学や高校などの何校かに依頼をしてその結果を合わせる形にすれば、調査が妥当かどうかが見えてくるのではないかと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

いろいろなアイデアが出てきましたが、ほかにご意見はございますか。

北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 最初にご説明いただいたように、「現在あるコンテンツの活用」することを前提にそもそも動いていると。ただ、認知度が20%ぐらいしかなくて結構低いということで、どうやったら効率よく伝わるかという戦略的な背景があるという認識です。

先ほど、委員の先生からありましたように、設問をもう少し絞り込めば「今あるコンテンツをどうしてみんなが見てくれていないのか」を浮き彫りにできると思うのですが。

この設問案は質問の幅がかなり広いのですが、これをつくるにあたって何かお考えがあったのでしょうか？

本来は、「今あるコンテンツをなぜ見てくれないんだろうか」という背景があったと思うのですが、どのような背景でのお考えなのか、もう少し、教えていただければと思います。

○石井委員長 事務局、お願いいたします。

○勇上課長代理 そもそも食品安全委員会などが若齢層向けの調査を過去に行っていることは、こちらも把握しております。

例えば、小学生に残留農薬や食品添加物に関する映像を見せて「どう思ったか」というような食品安全委員会の調査がありましたが、たしか平成21年度の実施でかなり前の調査でした。

また、東京都で若齢層向けの調査をそもそもやったことがないので、まずは広く聞いて、そこから、先ほどのご提言の3番目にありましたが「できることから実行していく」ということを考えましたので、「どこからやっていったらいいのか」も併せて調査できればいいなということで、やや幅広く取ってみたんですが。

ただ、今あるコンテンツでどうやって伝えていくのかについては、この設問案ではぼやけてしまっているところはあると思いますので、今後、また先生方からご意見をいただきながら、両方が取れるように、そして費用の面も考慮してやれればと考えております。

○石井委員長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

真鍋委員、どうぞ。

○真鍋委員 できるかどうか分からないんですが、アンケートのあとに何人かにインタビューすることは可能ですか。

○勇上課長代理 過去にグループインタビューをやった調査もあるんですが、先ほども申

し上げましたように、今回の場合は対象が未成年者、例えば高校生ですと親権者の同意が必要になるので、どこかの会場に来ていただいてお話を伺うとなると、若干ハードルが上がるというようなことを聞いております。

ただ、グループインタビューというのはすごくいい案だと思いますので、先ほど梅垣委員がおっしゃったような「特定の大学や高校に直接依頼する」という方法ができるかは分かりませんが、いろいろな可能性を検討できればと思います。

○真鍋委員 分かりました。ありがとうございます。

○石井委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

白尾委員、どうぞ。

○白尾委員 この調査では、「男・女」や「一人暮らしをしているか」などの属性は聞かれるのでしょうか。

○勇上課長代理 聞く予定です。

○白尾委員 分かりました。

○石井委員長 ありがとうございます。

ほかにご質問やご意見はございますか。

関崎委員、どうぞ。

○関崎副委員長 先ほど、若齢層にどうやったら情報が届くのかという話をしたんですが。

まだ設問案の状態ですからどういう結果が出るかは分かりませんが、調査の結果が出たとして、その情報を提供する媒体は何になるのかなと思いました。

やはり今までとほぼ変わらないもの、ホームページかあるいはパンフレットみたいになるのでしょうか。つまり、結果を活かせる選択肢があるのかなと思ったんですが。

○勇上課長代理 現在、我々がすぐに使えるものとしては、ホームページと東京都の「X（旧：T w i t t e r）」があります。

また、次回の評価委員会でお示ししますと先ほど申し上げましたが、若齢層向けのホームページといったコンテンツを今計画しているところなので、内容にもよると思うんですがそちらにも上げられるかもしれません。

○石井委員長 今既にある「食中毒ずかん」を、ホームページ用にリライトして載せることですよね。

○勇上課長代理 そうです。

あとは動画でして、若齢層向けの普及啓発としてやはり動画は必要かと思いますので、例えば「X（旧：T w i t t e r）」に上げられる程度の短尺の動画を作るといったことを現在検討しているところです。

○石井委員長 よろしいでしょうか。

○関崎副委員長 はい。

○石井委員長 ほかにご意見はございますか。

オンラインでご参加の委員の方は、いかがでしょうか。

それでは、今のご意見を事務局でおまとめいただけますか。

○大木食品医薬品情報担当課長 はい。

調査手法、調査方法、調査の質問の内容と、たくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。ご意見をどう入れていくかについては予算と時間の都合がありますが、前向きに検討したいと思います。

会議にてご意見を伺うのは本日で終わりになりますが、今後、前回のようにまたメールでお聞きしますので、「特になし」ではないご意見をいただければと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

今回、いろいろなご意見が出ましたので、事務局も修正するのは大変かと思いますが、若齢層の意識に突き刺さる設問案をまた検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、先に進めさせていただきます。

(4) 令和6年度第1回「健康食品」による健康被害事例専門委員会からの報告

○石井委員長 「「健康食品」による健康被害事例専門委員会」からの報告をお願いしたいと思います。

専門委員会座長の梅垣委員から、ご報告をお願いいたします。

○梅垣委員 それでは、資料4をご覧ください。

6月24日の「「健康食品」による健康被害事例専門委員会」で検討された議事及び報告事項について、順番にご説明いたします。

まず、「2 議事及び報告事項」の「(1) 議事：事例の検討について」です。

令和6年5月31日までの間に都医師会、都薬剤師会から提供されたもののうち、12事例について検討を行いました。

検討の結果、緊急調査が必要な事例はありませんでしたが、4事例については都医師会と都薬剤師会に対して情報提供し、さらなる情報収集について協力を依頼することとなりました。

また、6事例については、摂取状況や転帰などの全体の情報が不十分であることから、健康食品と症状との因果関係は不明であるとの結論となりました。情報は蓄積し、今後同様な事例の発生状況について注視していくこととなりました。

2事例については、早期に回復したものや軽度の症状のものがあることから、蓄積事例としました。

また、「①基礎疾患のある人（医薬品を服用している人）が健康食品を摂取する際は、利用前に医師、薬剤師などに相談することが大切である」、「②健康食品を利用して体調不良を感じたら摂取をやめ医療機関を受診することが大切である」、「③健康食品の個人輸入

は、健康被害が報告されているものがあり、海外の注意喚起情報も含め周知することが大切である」との意見がありました。

次に、「(2) 事務局からの報告事項」が3点ありました。

1つ目は、紅こうじを含む健康食品にかかる健康被害事例について、事例の経緯及び都内における製品の回収状況、都内における患者調査の実施状況及び国の対応等についての報告です。

2つ目は、令和6年1月22日に開催されました「令和5年度第2回「健康食品」による健康被害事例専門委員会」の検討結果に基づいて、“情報提供すべき事例”となった事例について資料を作成し、2月27日に東京都医師会及び東京都薬剤師会に送付した旨の報告です。

3つ目は、これまでの被害事例の収集状況の概要です。

平成18年7月1日から令和6年5月31日までに、527製品、患者数432名の事例を収集しております。

資料にありますように、利用目的別に見てみますと、20代から40代の方は「ダイエット・美容」目的、50代以上になりますと「栄養補給」、「腰痛・関節痛」の緩和、「健康維持・健康増進」といった目的が多くなっているようです。

「性別」では、女性が多くなっています。

また、約6割の患者は基礎疾患を有し、そのうち8割弱の方が基礎疾患に対する治療薬を服用しています。医薬品と健康食品とを併用すると、思わぬ健康被害を引き起こすことは、これまでの収集事例からも推定でき、都民に対しさらなる注意喚起が必要であろうと考えます。

「症状・異常所見等」については、報告が多い順に「皮膚症状（発疹・発赤・掻痒）」、「胃痛・胃部不快感・吐気」、「下痢・軟便」、「肝機能障害・肝機能検査値異常」、「血液検査異常（肝機能以外）」となっています。特に肝機能障害は、自覚症状がないまま症状が進行していることも多いです。

健康食品の利用メモなどを活用して健康食品の利用について記録をとり、少しでも体調に不安を感じたら摂取を中止し医療機関を受診することが重要であると考えています。

以上で、当専門委員会からの報告を終わります。

○石井委員長 ありがとうございます。

ただいまご報告があった件について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

平沢委員、どうぞ。

○平沢委員 これは毎年やっていることの報告ということでしたか。

○梅垣委員 そうです。

前半の部分は、一年検討して上がってきた事例に対しての報告です。

後半の部分は、かなり昔の、平成18年から令和6年までずっと、

○平沢委員 ずっとですね。

○梅垣委員 はい。

○平沢委員 10年ぐらいですか。いや、平成18年からだからもっとなのか。

だから、数字が結構、

○梅垣委員 多いです。

○平沢委員 多いですね。

紅こうじサプリメントのことがあったから発表したのかと思ったんですが、

○梅垣委員 違います。

○平沢委員 全然違いますよね。

“紅こうじサプリメント”は入っていないんですよね、これには。

○梅垣委員 入っていましたか？

○大木食品医薬品情報担当課長 平沢委員のおっしゃっている“紅こうじサプリメント”は、多分保健所から上がっている患者さんごとの報告のことだと思います。

今の報告はそちらではなくて、東京都医師会や東京都薬剤師会から入ったものでして、1例、紅こうじサプリメントの事例が入っていますが、それについては報道されているものとは少し違う観点の事例になります。薬剤師や医師がそれぞれ気づいた点をご報告されているものになります。

○平沢委員 ありがとうございます。

紅こうじサプリメントのことがあって、報告の数が変わってくると、これはどうなるのかなと思ったものですから。

別ということですよ。

○大木食品医薬品情報担当課長 はい。消費者庁が考えていらっしゃるものとは別で、

○平沢委員 別のもので、東京都が行っているもの、

○大木食品医薬品情報担当課長 そうです。

○平沢委員 これは、ホームページで公表しているんですしたっけ？

○大木食品医薬品情報担当課長 これと同様のデータが委員会の都度ホームページにずっと掲載されています。

○平沢委員 毎回、この会議が終わった段階でアップするんですしたっけ？

○大木食品医薬品情報担当課長 そうです。議事録として、資料として必ずアップしています。

○平沢委員 分かりました。すみません、基本的なことが分かっていなくて。

○大木食品医薬品情報担当課長 いいえ、大丈夫です。

○平沢委員 ありがとうございます。

○石井委員長 ありがとうございます。

ほかに、今のご報告に対してご質問はありますでしょうか。

北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 2つほど、ございます。

1つは、梅垣委員が最後におっしゃっていたとおり、健康食品を利用して「少しでも体調に不安を感じたら摂取を中止し医療機関を受診することが重要である」というメッセージは非常に大事だと思っています。

恐らく多くの人は、健康になりたいと思って、こうした食品を摂っているため、体調不良になると、より摂取する人が出てきたりして、それでますます不調になっていってしまう。この逆に、やめるとその不調がなくなる、という経験をすればよいと思うのですが。

もう1つは、梅垣委員のご専門なのでしょうけれども、因果関係を突き詰めていくのは結構難しく、しかも健康食品は食品なので、何か起きるとみんな当たり前のように指摘するのですが、一体どの成分が引き起こすのかが実際には分からないまま終わっているものも多かったりするわけです。

そういった中でよくこれだけ、自覚症状や、数字が上がってくると思うのです。

その辺りは、例えば自覚症状の訴え方が年々向上してきたといったことは特になく、一定だったのでしょうか。

○梅垣委員 いわゆる普通の調査では、製品との因果関係があるかどうかということしか見られないんです。ですので、含有成分が何かというのは分からないんです。

ただ、東京都が収集されているのは、例えば健康食品の場合だと原材料が6つぐらい入っているんです。その中で、同じ健康被害が出てかぶっている事例があるかを分析されています。

例えば、アレルギーを持っている人が、アレルゲンになるような原材料が入っているものを取ったときは、当然アレルギー症状を起こすというのも分かっています。

ですから、こういった症状を集めているだけではなくて、“製品との因果関係”と“成分との因果関係”も分析していますから、何らかの形では分かっています。

それから、健康食品の問題は、取っている人は健康になろうと思っていますが、健康を害することもあるということです。ただ、体調が悪くなったのは健康食品が原因だと思わないんです。

だから、東京都はもう昔から「健康食品を取ったら、必ず体調のメモを取ってください」とメッセージを出しています。メモを毎日取っていれば、体調がおかしいというのは分かりますね。いろいろなものを、普通のものを食べても体調が悪くなる場合がありますから。

あわせて、メモを取っていて体調が悪くなって「今までと違うと思ったら、そこで摂取を一旦止めてほしい」というメッセージも昔から出しています。

こういう調査をやって、その結果を踏まえて都民に対してメッセージを出していますから、物すごく役立っていると思います。

今回の紅こうじサプリメントの問題も、体調がおかしかったらやめてもらえばよかったんですが、そのまま摂っていたということで被害が起きたので、昔から東京都がずっとメッセージを出していたことは、全く当てはまるんですね。

だから、「薬のように使ったら困る」とか「医療関係者にきちんと伝えてください」とか、

今までの調査結果を考えると、全部に当てはまる、活用できるような重要な知見を得られています。

ですので、東京都はかなり昔から、国よりも先にやられていますのでそういう点ではかなり役立っているんですが、先ほどもありましたように、都民にそれがどれだけ伝わっているかが今の課題になっていると思っています。

○石井委員長 北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 まさに梅垣委員のおっしゃるとおりだと思います。

梅垣委員のメッセージとともに、「今年はこの数字が上がってきましたので気をつけましょう」と言ってみて、次の年にやったらこの数が減ってくるかとか。

こうした“数のフィードバック”を都民の方と共有することによって、「まだちゃんと注意していないのではないか」とか「ちゃんと聞いてくれたおかげで大分減ってきましたね」と自覚できるようになるなど、ただ単に啓蒙するのではなくて、情報のフィードバックということをする、より効率的になるのではないのでしょうか。

先ほど平沢委員がおっしゃったように、フィードバックがないと、単なる表が載っているだけであって。あるいは経時変化として増えているのか減っているのかというのは、摂取量が増えたから増えたのか、啓蒙が足りないから増えているのかとか、梅垣委員だったらその辺りは分析できるのかもしれないですが。

○梅垣委員 これは、消費者から実際に上がってくる情報ではなく、できるだけ積極的に集めようということで、都医師会と都薬剤師会にお願いしてやっている事業なんです。

だから、都医師会と都薬剤師会に対しては「こういう事例が上がってきたので、もう一回注視して、チェックして、患者さんを診てください」ということでやっています。

都民に対しては別の形で、「このように使うと健康被害を受けますよ」というのは出していますが、実際に事例が上がってきたときには医療関係者にフィードバックをします。

健康被害として消費者が上げてくるのは腹痛や下痢などの消化管症状でして、その症状はやめたらすぐに治りますから、医療機関にはほとんどかからないんです。

医療機関から上がってくるものは、皮膚症状が一番多いです。皮膚症状はなかなか治らないので、医療機関を受診して、そこで「こういう製品を取っているときにこういう症状を起こす」というのがだんだん分かってくるという感じです。

だから、北嶋委員がおっしゃることは非常に重要で、フィードバックはしなければいけないんだけど、これは都医師会と都薬剤師会に協力してもらってやっている事業なので、フィードバックは都医師会と薬剤師会に常にされています。

○小林委員 医師会の立場からですが。

この十年間を見ると、医者レベルも患者レベルも上がってしまっていて、必ず何かこういう症状が出ると、サプリメントを疑うという認識が出てきます。

ところが地域差がありまして、そういう知識がある地域では、何か症状が出るとやめるといふのがあるんですが、そうでない地域では、余りそういう感覚がなくて、症状が出ていて

も継続するというような内容が見受けられます。

都内のある地域の場合は、特に輸入食品をいろいろなところから取り寄せる人が多くて、案外健康被害が起きると重症度が大きい肝機能障害とか、皮膚症状もそうですが、症状が出ます。

その地域差の感覚というのをドクターには一様に周知ができていないので、そこは我々がこれからやっていかないといけない部分だと感じます。

○石井委員長 ありがとうございます。

白尾委員、どうぞ。

○白尾委員 梅垣委員、ありがとうございました。

1つだけお聞きしたいんですが、この「健康食品」というのは機能性表示食品なのか、それ以外も含めているのかを教えていただきたいのですが。

○梅垣委員 これは、全部を含めています。

○白尾委員 ありがとうございます。

○石井委員長 ほかにご意見はございますか。

都医師会と都薬剤師会にフィードバックをしているということで、それを都民向けに何かいいキャッチコピーで出せるかということも、これから考える必要もあるかもしれませんね。

この「健康食品」による健康被害事例専門委員会」には毎年ご報告をしていただいています。難しい案件をこのようにしっかりと出してきていて、すばらしいと思うんです。だから、いいものやっているというのをもっとアピールしてもいいと思いました。

ほかに、何かございますか。

北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 蛇足というか、余計な話になるかもしれませんが。

「健康食品」の定義は、明確ではないのですが、食品の安全性というのは基本的には「食経験」で担保されているといわれています。

同じ素材でも、例えば煮たり焼いたりとか、あとは煮るとあくが出ますが、あくを取ることとで毒成分を排除するとか。

あと、シイタケなんかは、皮膚科の先生はよくご存じですが、生で食べると「シイタケ皮膚炎」というひどい皮膚炎が起きるので、よく焼けとか、注意されたご経験はないでしょうか。

そういった例のように、食経験とともに安全性が担保されているんですが、そこから逸脱して、別にサプリメントではなくても、例えばシイタケの戻し汁など、食経験から逸脱したものを飲んでしまうとひどいことになるわけです。

ただ、食品の成分としては昔から食べているので、みんな大丈夫だと思ってしまうのですが、正確に言うと、調理法や摂取量といったところも全部含めて“食経験”となるわけです。余りちゃんと言葉としては強調されないのですが。錠剤やカプセル剤というのは味も匂い

もなくなります。変な味がしたら普通は吐き出したりしますが、そういったことも感じなくなるわけですね。

あとは、濃縮とか抽出とかすることも、同じ食品由来でも食経験からは逸脱することになります。

ですので、「健康食品」というよりは、食経験からの逸脱と直結する語感のある「カプセル剤や錠剤」という表現の方がよく、こういう表現ならば今後、皆様の見る目が違ってくるのではないかなと思うのです。

あと、規格の面からいうと、例えば「ビタミンC」と書いてあるものが、そもそも、その中に入っているのかどうか、という話になったりもします。

実は、先ほどの質問は鋭いな、思っておりまして、健康食品の法的な定義というのはないのですよね。そこも今後、より理解されやすくなっていくのではないかと思ったりするんですが。それには、東京都の問題というよりも国の問題も絡んでくると予想します。

○梅垣委員 食経験については、ここの委員会でもヒジキの例が出て、ヒジキを食べるときには煮こぼしをして、無機のヒ素を出して我々は食べると。

また、ジャガイモの場合はソラニンやチャコニンを取り除いて食べると。

要するに、今まで食べてきたものは、食経験によって調理・加工を含めて安全な食べ方をしているが、錠剤カプセルになると食経験が適用できないといわれているということです。

北嶋委員がおっしゃったことは物すごく重要で、ここでもいろいろな食材に対して、安全性について議論されています。だから、錠剤カプセルはやはり注意しなければいけないというものだと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、この議題を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

3. その他

○石井委員長 次に、「3 その他」について、事務局からお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 それでは、紅こうじを含む健康食品に係る東京都の対応について、事務局の丸山からご報告いたします。

○丸山健康安全部食品危機管理担当課長 保健医療局健康安全部食品危機管理担当課長の丸山でございます。

先ほど、梅垣委員からのご報告の中で、紅こうじを含む健康食品に関する報告もあったということでございました。私からも、基本的には同じ内容ですがご説明させていただきます。専門委員会に出られた先生方におかれましては、重複する内容もございますがご容赦いただければと思います。

それでは、こちらのスライドをご覧ください。

「「紅麹を含む健康食品」に係る健康被害事例について」ということで、昨年度末から私どももいろいろと対応をしているところでございます。

先生方は既にご承知のことと思いますが、大阪市に本社のある「小林製薬」という会社が販売をしていた「紅麹コレステヘルプ」などを摂取した方に、腎疾患を呈する方が多数確認されたということです。

同社が自主的に分析を行ったところ、“意図しない成分”が含まれるということで、3月22日に自主回収を発表したものでございます。

右上の吹き出しにもございますが、この間の、小林製薬の社内の手続きにはかなりの時間がかかっていて、結果的に、第1報を受けてから動き出すまで2か月ほど要しており、非常に長かったのではないかとということで様々な指摘をされているところでございます。

スライドの真ん中辺りに東京都の対応を書かせていただいているんですが、私どもの管轄におきましては、3月22日に小林製薬が自主回収を開始して以降、行政間の情報の流れには若干のタイムラグがございますが、速やかに製品の回収等の指導を実施したところでございます。

最終的に東京都としましては、大阪市からの依頼が到達した3月28日から、都内の各区市とも連携をしまして流通先であるドラッグストア、スーパーなどの約2000施設の全てに指導を実施して、速やかに市場からの排除を行ったところでございます。

なお、次のスライドにも書かせていただいておりますが、併せて都民への注意喚起として、ホームページやSNS等を使いまして「当該品を持っている方は食べないでください」というような趣旨の広報を行ったところでございます。

スライドの一番下になりますが、「健康被害の原因（意図しない成分）」でございまして。

現在も国によって調査中ということで、確定した情報はないという前提でございまして、小林製薬が当初言っていた“意図しない成分”というのは、報道されているとおり「プベール酸」という物質だったということでございます。

さらに、紅こうじ菌が産生する「モノコリンK」と類似した2種類の化合物も検出されているということで、これは“化合物Y・Z”と言っておりますが、いずれも青カビの作用によるものとされております。

原因究明に関しましては、引き続き国において行われていると聞いております。我々としても高い興味を持って注目をしているところでございます。

次のスライドになります。

流通品の対応について今ご説明をさせていただきましたが、こちらは患者様の調査に関するご説明でございまして。

患者調査に関しましては、ご本人からの直接あるいは間接的な訴えをいただいたところを調査の発端としまして、最終的には住所地を管轄する保健所が直接患者様に聞き取り等の行政調査を行い、その内容を取りまとめて大阪市と厚生労働省に結果を報告している、という流れで調査を行っております。

今回のケースで特徴的なのは、オレンジ色の四角から下向きの矢印が幾つか出ていますが、一番左にございます「①相談」です。小林製薬が自社にコールセンターを設置しております、そちらを経由して探知するというケースが非常に多いというような事例でございます。

したがいまして、この情報ルートがあるので小林製薬は独自に数字を発表しているんですが、資料にあるとおり、それ以外にも直接あるいは医療機関を通じて私どもに情報をいただくケースもございます。

ですので、小林製薬が発表している患者数と行政機関が公表している患者数に食い違いがあるというのは、実はこういう背景があるということでございます。いずれにしても、最終的には大阪市と厚生労働省が取りまとめをしております。

患者調査の結果は、毎週取りまとめをしまして、厚生労働省それから私どもの東京都もホームページで数字を公表しております。現在、6月26日時点の数字が最新でございまして、全国では「報告件数」が2386件、「うち、死亡例」が4名でございます。この“内数”として都内の数字も同じ日付で出しております、「報告件数」が317件、死亡例は都内においては無いということを公表させていただいております。

最後に、国の対応でございしますが、既に報道にもあるとおり、機能性表示食品についての様々な検討が進んでいるところでございます。具体的には、健康被害情報の報告の義務化、製造工程において「GMP（適正製造規範）」を取り入れることと、さらに届出時の確認手続きを厳格化するというような方向で、検討それから制度改正が進んでいるところでございます。

東京都としても引き続きこの結果を注視しているところでございます。

以上でございます。

○大木食品医薬品情報担当課長　続きまして、東京都の健康食品に関する普及啓発事業についてご説明いたします。

スライドをご覧ください。

東京都ではこれまで、健康食品の適正利用について「都民フォーラム」などの講習会やパンフレット、リーフレットなどを通じて行ってまいりました。

次のスライドになります。

まず、「都民フォーラム」についてご説明いたします。

「健康食品との上手な付き合い方」と題して、平成28年9月26日に都民ホールで開催しました。第1部は基調講演で「ご存知ですか？ 機能性表示食品」を、第2部はパネルディスカッションを行い、参加人数は204名で実施しました。

次のスライドは第一部、その次のスライドは第二部の当時の写真でございます。

第1部の写真ですが、これで全体200名程度でした。

第2部の写真ですが、マイクを持っていらっしゃるのが梅垣委員でして、このように登壇していただいて、パネルディスカッションを実施しております。

次に、こちらのスライドをご覧ください。

こちらは「食の安全都民講座」になりまして、「表示で読み解くサプリメント(健康食品)」という題でオンライン配信を実施しました。令和4年10月13日から令和5年1月16日まで公開しておりましたが、現在アーカイブ配信として「東京動画」で配信しております。

配信内容は、「この表示、どういう意味? 健康食品の表示」と「健康食品との上手な付き合い方」の2本立てで、本日7月8日時点で3393回再生いただいております。

「この表示、どういう意味? 健康食品の表示」については消費者庁の職員に、「健康食品との上手な付き合い方」については梅垣委員に解説していただいております。

次のスライドとその次のスライドは講座の様子でございます。

それでは、こちらのスライドをご覧ください。

こちらは若年層向けの普及啓発になりますが、「磨け! 選択眼」という取組みを令和2年度から実施しております。高校生に健康食品の適正利用を促すために、特設ホームページを開設しております。

次のスライドになります。

オリジナルダンスの動画を作成しておりまして、都立高校9校の方にパフォーマンス動画に参加していただいております。同じ世代の方の動画を見ることで、同じ世代の高校生に知っていただきたいという企画でございます。

次のスライドになります。

ホームページでの情報提供についてですが、「健康食品ナビ」は一般の方向けで、昨年度つくった「健康食品ビズ」は事業者向けのものになります。それぞれ見やすくなるための工夫を今しているところです。

次のスライドになります。

「パンフレット・リーフレット」についてですが、「健康食品ウソ? ホント?」というパンフレットを、こちらはホームページにも載っていますが、保健所などを通してお配りしております。なお、内容を昨年度改定しております。

また、スライドの右側ですが、「健康食品はお薬ではありません」というものを薬局や、毎年秋の「薬と健康の週間」のときに街頭やイベントで配布しております。

次のスライドになります。

実は、7月5日の金曜日の産経新聞多摩版朝刊で、全面広告の4分の1のスペースをいただきまして「健康食品はお薬ではありません」の記事を出しました。もし産経新聞をお取りであれば、もう過ぎてしまいましたがご覧いただければと思います。

次のスライドになります。

こちらはSNSについてです。紅こうじサプリメントの件のあとに出したX(旧:Twitter)の記事を今2つ映しておりますが、先ほど梅垣委員がおっしゃっていた「サプリメントが原因の場合もありますよ」という内容を、多くの方に見ていただけるようにこのような形にまとめました。

世代もあるかもしれないですが、ネットでサプリメント購入されている方もいらっしゃいますのでSNSでも情報発信をしております。

次のスライドになります。

ここまでは普及啓発についてでしたが、事業者指導は実際にどのように行っているのかについてご説明いたします。

私どもは毎年、市販されている健康食品の表示や広告などの確認と試験検査を行っております。

グラフの折れ線で赤色が「違反率」ですが、令和2年度が下がっているのは、新型コロナにより試買ができなかったために下がっているだけですので、それ以外の年度を見ていただければと思います。表示広告など法令違反の可能性が高いものをインターネットや店頭で購入しております。

また、私どもは「健康食品対策推進連絡会」で、生活文化スポーツ局と保健医療局と連携、協力をして事業者指導を行っております。

試買品の試験検査については私どもの健康安全研究センターで行っておりますが、表示・広告につきましては各法令の所管で確認をしております、これらの結果を毎年プレス発表しております。

それから、事業者向けの講習会をオンラインで毎年実施しております、今年も秋にかけて実施する予定です。

今後もこのような事業者指導と普及啓発の両輪で、都民の安全・安心に対する取組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

いろいろなご報告がありましたが、ご質問等がございましたら挙手でお願いいたします。

北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 非常に多方面から啓発されていたことに感服する次第です。

脅すわけではないんですが、どうして健康食品でこういう副作用が起きるのかという、副作用の情報のほうから情報を挙げるというのも、先ほどの延長ですがフィードバックをかけるというのも、すなわち、ある程度ハザードがあるんだと、より切迫感があるような切り口があってもいいかなと思いました。

うまく付き合うにはどうするか、という意味はよく分かるのですが、予防の観点からだけではなく、実際に被害があったときにどう対応をするかについても言及した方が良いと思います。

余りいい例えではないかもしれませんが、今日みたいな暑い日には「熱中症」が起きますよ」というのがまずあって、さらに、水を飲まないとなってしまうと、被害の面から方策を伝えるという時代に、もう入っているのではないかと思います。

すみません、話が少しそれてしまいましたが。

○石井委員長 ありがとうございます。

事務局から、何かございますか。

○大木食品医薬品情報担当課長 被害の方策については、全部は出ていないんですが、「ぶつぶつが出たらすぐに病院へ」という形の言い方をしたのもSNSで出しています。

ただ、特定製品の攻撃にならないようにするという観点もありますので、「症状があったらすぐ病院に」、「症状があったら健康食品かもしれないと思ってください」ということで、SNSでは出し続けていますので、今後も続けていきたいと思います。

貴重なご意見をありがとうございます。

○石井委員長 ほかにご意見はございますか。

オンラインでご参加の委員の方は、いかがでしょうか。

それでは、事務局から引き続きご説明をお願いいたします。

○勇上課長代理 ご報告を3点させていただきます。

スライドをご覧ください。

1点目は、「令和5年度（第4回）食の安全都民講座」についてご報告いたします。

令和6年3月15日に東京都薬用植物園において「有毒植物の見分け方講座」と題して開催いたしました。当初の定員は20名だったんですが、78名の方からお申込みをいただきましたので、定員を30名に変更いたしました。なお、当日は28名の方にご参加いただいております。

第1部では、薬用植物園の主任研究員による有毒植物の講義を行いました。

次のスライドになります。

第2部では、主任研究員が実際に有毒植物と食用植物の解説をしながら、園内を巡って食品の原材料となる植物を探すオリエンテーリングを実施しております。

この写真の場所は、植物園の「有毒植物区」でして、このエリア一帯は有毒植物が栽培されております。写真に写っている植物はどれも有毒植物です。

次のスライドになります。

続きまして、こちらの写真には柵が写っていますが、この柵の中には有毒植物の「トリカブト」と、食べられる「ニリンソウ」が混在しているエリアです。

指を差している参加者の方が写っておりますが、やはり「区別がつかない」というお声が上がっております。

アンケートでも、「ごく身近な植物に毒があるのが分かって驚きでした」、「講義で教えていただいたものを実際に比較することができてよかったです」、「「ニリンソウ」と「トリカブト」は名札がない状態だと見間違えてしまうなと感じました」など、好意的なご意見をいただきました。

いただいたご意見を踏まえまして、今後さらに内容を充実させていく予定です。

次のスライドになります。

2点目は、「令和6年度子ども調査隊」についてです。

ここ数年はコロナ禍だったこともありまして、自宅学習資材を小学生の自宅にお送りするという形をとっておりましたが、今年度からは集合形式で2日間のイベントを開催することとしました。

また、今年度は初めての試みとして、当センターが毎年開催している「おくすり講座」と合わせまして、「この夏、食と薬のプロフェッショナルになろう！」と題したイベントとしております。

次のスライドになります。

1日目は、クイズや模擬調剤を通じて医薬品についての理解を深めてもらう内容としております。例えば、クイズの答えを実際に目の前で実験してもらったりですとか、食品を使って模擬調剤を行い、服薬指導まで行うことを計画しております。

2日目は、手洗いについての実験を実施いたします。スタンプ培地を使いまして、実際に自分の手にいる菌を培養してその様子を観察するですとか、蛍光塗料を汚れに見立てた手洗い実験、あとは食品の製造施設等で汚染がどれだけあるかというのを調べる「ルミテスター」という機械を使った拭取り実験などを計画しております。

2日間参加された子どもたちには、修了証のほかに、皆様のお手元にありますが「食中毒ずかん」のキャラたちを使ったグッズ」を、皆様もぜひお使いいただければと思うんですが、こちらをプレゼントしたいと考えております。

また、募集については7月15日までとなっているんですが、募集開始から1週間で募集人数以上の応募をいただきました。現在の申込みは185名となっております、定員は50名ですので倍率が大分上がってしまいました。

実施結果につきましては、次回の委員会でご報告できればと思います。

次のスライドになります。

最後に、「伝わる広報大賞 クリエイティブ賞（静止画部門）」の受賞についてご報告いたします。

「伝わる広報大賞」というのは、都庁内等の優秀な広報事例を共有して「一つひとつの政策を一人ひとりの都民に届ける」ことを目指して、広報活動に焦点を当てた職員表彰の一つで、令和5年度に新設されたものです。

この「伝わる広報大賞」に当担当がエントリーした「知って防ごう！ 食中毒」が、今回受賞いたしました。

「評価のポイント」としては、「とっつきにくい内容をグラフィックにし、「読んでみよう」と思わせている」、「食中毒という「見えないもの」をうまくキャラクター化し、楽しみながら学べる内容にできている」ということでした。

次のスライドとその次のスライドは、授賞式のときの写真でございます。

授賞式には我々が行きまして、小池都知事から、前に置いてありますトロフィーをいただきました。トロフィーは、このグラフィックが彫られた多摩のヒノキ材でつくられたものでして、結構いいヒノキの香りがするので、会議が終わりましたら帰られる前にぜひ皆さんご

覧になってください。

小池都知事からは、「我々の仕事には大義と共感が大事で、ターゲットを絞って伝えるということで共感を得る。その共感を得ることで大義が達成される」というようなお言葉をいただきました。

審査員の方々からも、やはり「ターゲットを絞って伝える」ということの重要性についての講評をいただいております。

これからも、この委員会の皆様のお力をお借りしながら、伝わる普及啓発活動を積極的に実施していきたいと考えております。

以上です。

○石井委員長 ありがとうございます。

「伝わる広報大賞」は今回が第1回ですが、第1回で受賞されたことは本当にすばらしいと思います。

(一同拍手)

○大木食品医薬品情報担当課長 「食中毒ずかん」自体がこの委員会から発せられたものですし、応募作品126件の中から選ばれたのは9件だったということで、大変光栄なことだと思いますので、皆様のご意見をこれからも取り入れながら広報活動に取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

○石井委員長 よかったなと思います。

幾つかご報告がありましたが、今の大賞以外のことで何かご質問はございますか。

真鍋委員、どうぞ。

○真鍋委員 「令和6年度子ども調査隊」の倍率が3倍を超えているとお話がありましたが、オンライン配信をすることは考えていますか。

○大木食品医薬品情報担当課長 5年ぶりに集合形式に戻すということで手いっぱいできて、それを撮影する人員がまだ確保できていないという状態です。

2日連続というイベントで、ここまで応募数が伸びるとは実は思っていなかったのも、ハードルが高いイベントだと思っていたので、違う方法も考えていきたいと思いますが、今回は間に合わないと思います。

○真鍋委員 分かりました。ありがとうございます。

○石井委員長 真鍋委員のご質問は、実験しているところをオンライン配信したらどうかというご提案でしたか。

○真鍋委員 そうです。

肖像権の問題などもあって難しいとは思いますが、例えば講義をオンライン配信で見られれば子どもたちも勉強になるのではないかと思いますので、お聞きしました。

○石井委員長 185人でしたか、すごい人気ですね。

こういうところには人気があるんですね。夏休みの宿題などに絡んでいるんでしょうが。

そういう人たちにも有効なアピールができるといいですね。

ほかには何かございますでしょうか。

○吉村所長 一言だけよろしいでしょうか。

○石井委員長 どうぞ。

○吉村所長 ここで長い間皆さんにお願いをして委員会を開いて、地味な会だと思われているかもしれませんが。

この会から実際に出てきたものが、今回受賞した食中毒のことだったり、例えば梅垣委員にずっとお願いしている「健康食品」による健康被害事例専門委員会」、これについてももう30年ぐらやっていてことの積み重ねでして。

実は、今回の“紅こうじサプリメント”で国が調べたところ、そういうことをやっていたのは東京都しかなくて、国はもちろん何もやっていなかったと。

それで、東京都に厚生労働省から「どうやっているのか」と慌てて連絡が来て、説明しに行ったという状況でした。

ですので、地味な会ですが、実はきっちりやっているところはここしかないというのが、今回のことでよく分かりました。

それで、非常に重要なことを皆さんにお願いしているということで、いろいろと実ってきているところもありますが、足りないところもたくさんありますので、ぜひ今後とも皆様にご協力をお願いしたいと思っております。

あとは、このような賞をいただいてみんな驚きと喜びでひっくり返ったんですが、「こういうことをきっかけにして、若齢層の人たちに訴えるのもありではないか」ということをみんなで話しているところです。

ぜひ皆さんにも普及に協力していただけたらと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

○石井委員長 ありがとうございます。

私たち自身も「そういうすごくためになっていることをやっている」ということを自覚して、アピールをどうやっていくかを今後考えていったらいいですね。

ほかには何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定されていた議事等は全て終了しましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○大木食品医薬品情報担当課長 石井委員長、ありがとうございました。

先ほど吉村が申し上げました消費者庁のインタビューは、恐らくYouTubeで今でもご覧になれると思うのですが、食品監視課長の内藤が映っておりますので、ぜひ機会があればご覧いただければと思います。この専門委員会の結果が大々的にPRされていますので。

「社福協」が制作した「健康食品との上手なつきあい方」という資料を皆様の机の上に置い

ております。この資料は梅垣委員からご提供いただいております。

梅垣委員から何かご説明はございますか。

○梅垣委員 時間が迫っているので簡単にご説明します。

健康食品関係のパンフレットは厚生労働省も消費者庁もいろいろ出しているんですが、なかなか内容が難しく、またいろいろな情報を網羅して書いているんです。

それで、社福協が2016年に健康食品のパンフレットをつくっていたんですが、もっと簡単に見られるものということで、最近つくり直したんです。それが、皆様方の机上にある「健康食品との上手なつきあい方」です。

「健康食品との上手なつきあい方」には簡易版と詳細版がありまして、今机上にあるのは簡易版ですが、これを見てもらえば大体分かるということです。

例えば、4ページの「1 「健康食品」の実態を知りましょう」では、「サプリメントは薬ではない」ということが書いてあります。

また、5ページでは「2 情報を正しく理解しましょう」ということで、一番問題なのは情報ですので、メディアから出ている情報を注意してくださいと書いています。

6ページでは「3 適切な製品を選択しましょう」ということで、保健機能食品もあるんですが、その詳細もよく知ってほしいと書いています。

7ページの「4 正しく利用しましょう」というところでは、一番ポイントになることを書いているのは「point 3」でして、「摂取状況をきちんと記録してください」ということになります。これをしておけば重篤な健康被害を受けることはないので、載せております。

終わりの方のページにもありますが、このパンフレットには二次元コードを載せておりまして、これを読み取れば、詳細版がWebページで見られます。

また、このパンフレットの一番のポイントは、2ページと3ページにある見開きの絵になります。

健康食品を使う目的で多いのはやはりダイエット関係ですので、女の人が「痩せたい…」と言っている絵が左上にあります。その右のほうに「どんな健康食品を選ぶか」ということで、情報の話が出てきます。

それから「製品の選択」となりまして、一番重要なのは、医療機関もありますが、最後のところに「生活習慣を見直していますか？」ということを書いています。

ただ単に健康食品を摂るだけでは痩せないよ、やはり生活習慣が大事ですよというイメージでできていますので、ぜひいろいろなところで宣伝していただければと思います。社福協のホームページにアクセスすれば無料でして、改ざんは困ると言っていますが、それ以外の使い方だったら誰が使ってもいいですとなっています。

ですので、ぜひ先生方のお知り合いのところで広げていただければ、せっかく作ったものですから、いろいろな人が活用できるようにしていただければと思います。よろしくお願いします。

○大木食品医薬品情報担当課長 ありがとうございます。

4 開会

○大木食品医薬品情報担当課長 それでは、委員の皆様には暑い中、長時間にわたりましてご検討をいただきありがとうございました。古本委員は、残念ながらマイクがつながらなかったんですが、チャットでご参加いただきました。

石井委員長、円滑に会議をご進行いただきましてありがとうございました。

本日の検討課題につきましては、委員の皆様からのご意見を踏まえて、今後対応を進めてまいります。

次回の委員会ですが、来年2月ごろの開催を予定しています。秋頃に日程調整のご連絡を差し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度第1回東京都食品安全情報評価委員会はこれにて閉会といたします。ありがとうございます。

(了)

(16時03分 閉会)